

平成 2 5 年 河南町 規則 第 3 2 号

河南町 地域 公共交通 検討 会議 規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、河南町 附属 機関 設置 条例 (平成 2 5 年 河南町 条例 第 1 号。以下「附属 機関 設置 条例」という。) 第 3 条 の規定に基づき、河南町 地域 公共交通 検討 会議 (以下「検討 会議」という。) の組織、運営その他 必要な 事項 を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 検討 会議 は、附属 機関 設置 条例 別表 に掲げる 当該 担 任 事務 の趣旨に 基づき、地域 の 実情 に即した 輸送 サービス の 実現 のため、次の 各号 に掲げる 事項 を 調査 審議 し、及び 協議 するものとする。

- (1) 地域 の 特性 ・ 実情 に 応じた 最適 な 移動 手段 の 提供 を 図る ため の 計画 (以下「交通 計画」という。) の 策定 及び 変更 に 関する こと。
- (2) 交通 計画 の 実施 に 係る 連絡 調整 等 に 関する こと。
- (3) 前 2 号 に 掲げる もの の ほか、町長 が 必要 と 認める こと。

(組織)

第 3 条 検討 会議 は、委員 1 5 人 以内 で 組織 する。

2 委員 は、次に 掲げる 者 の うち から、町長 が 委嘱 する。

- (1) 学識 経験 者
- (2) 住民 の 代表 者
- (3) 地域 福祉 の 推進 に 携わる 団体 の 代表 者
- (4) 交通 事業者 等 の 代表 者
- (5) 町 及び 関係 行政 機関 に 所属 する 者
- (6) 公募 による 者
- (7) 前 各号 に 掲げる 者 の ほか、町長 が 必要 と 認める 者

3 委員 の 任期 は、2 年 とする。ただし、補欠 の 委員 の 任期 は、前任 者 の 残 任 期間 とする。

4 委員 は、再任 する こと が できる。

5 町長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他反社会的な行為により委員としてふさわしくない行為があると認める場合は、第3項の規定にかかわらず、解嘱することができる。

(専門委員)

第4条 第3条に掲げる者のほか、検討会議に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、町長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(役員)

第5条 検討会議に次に掲げる役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

(3) 監事 2人

2 役員は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長、副会長及び監事は、相互にその職を兼ねることはできない。

(役員職務)

第6条 会長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、検討会議の会計を監査し、その結果を検討会議に報告する。

(会議)

第7条 検討会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 検討会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 検討会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第9条 委員の報酬及び費用弁償の額は、河南町報酬及び費用弁償条例（昭和32年河南町条例第49号）の定めるところによる。

(事務所)

第10条 検討会議の事務所は、地域公共交通担当課内に置く。

(財務に関する事項)

第11条 検討会議の予算、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(検討会議の解散等)

第12条 検討会議が解散したときは、検討会議の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議の招集に係る特例)

2 この規則の施行及び委員の任期満了後最初に行われる検討会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長がこれを行うものとする。

(委員の任期の特例)

3 この規則の規定により最初に委員となった者の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。